

一般社団法人九州病虫害防除推進協議会運営規約

第1章 賛助会員及び後援会員

1. 賛助会員は次の3種類とする

(1) 連絡試験協力賛助会員

会員は参加部門に応じて別に定める協力費を納入し、当該部門の連絡試験への希望を申し出て、成績検討会(中間検討会、現地検討会等を含む)への出席、当該部門の成績書の配布を受けることができる。

(2) 連絡調査実証等協力賛助会員

J A全農及び九州各県のJ Aで別に定める協力費を納入して会員となり、諸会合に出席し成績書等の配布を受けることができる。

(3) 一般賛助会員

本会賛助会員のうち(1)、(2)に参加しないものを一般賛助会員とし、別に定める会費を納入し、本会が実施する事業のうち、本会が刊行する、年報の配布を受け、講演(研修)会が開催される場合はこれに参加出席できる。

2. 後援会員

連絡試験協力賛助会員のうち数社で研究会、普及会を設立した場合に1機関として別に定める会費を納入し、連絡試験に参加できる。

第2章 役員

1. 本会に次の役員をおき会務の処理にあたる。

会 長	1 名	任期2年とし留任を妨げない。
評 議 員	若干名	任期2年とし留任を妨げない。
賛 助 理 事	若干名	任期2年とし留任を妨げない。
運 営 委 員	若干名	任期2年とし留任を妨げない。
会 計 監 事	2 名	任期2年とし留任を妨げない。
常 務 理 事	1 名	任期2年とし留任を妨げない。
事 務 局 長	1 名	任期2年とし留任を妨げない。

(役員を選任及び職務)

- (1) 会長は運営委員会で推挙し、運営会議の承認を得るものとする。
会長は本会を代表し会務を総括する。
- (2) 評議員は通常会員から選び、その構成は農林水産省九州農政局植物防疫担当から1名、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から1名、及び九州各県の代表者1名として、これを会長が推挙し運営会議の承認を得る。
- (3) 賛助理事は賛助会員のうち3部門以上の加入者より別に定める輪番制で選任し、運営会議の承認を得る。
- (4) 運営委員は評議員、賛助理事から各4名を会長が推挙し運営会議の承認を得る。
- (5) 会計監事は2名のうち評議員、賛助会員から各1名を別に定める規定によって選任し、本会の会計を監査し、その結果を運営会議に報告する。
- (6) 常務理事は会長が推挙し運営会議の承認を得て任命する。
常務理事は会長の指示により会務を処理し会長を補佐する。

- (7) 事務局長は会長が推挙し運営会議の承認を得て任命する。
- (8) 本会は運営会議の承認を得て会運営の相談役として名誉会長、顧問をおくことができる。

第3章 運営会議

1. 会長、常務理事、事務局長、評議員、賛助理事および会計監事からなる本会の最高の決議機関である。
2. 本会議は年度当初に開催し、本会の会務運営について運営委員会より提案された事項について審議・決定する。また、本会で緊急に動議された事項についても審議・決定することができるものとする。
3. 議長はその都度選出し、記録は事務局長が行う。なお、会長または、運営会議を構成する委員の過半数が必要と判断した場合は臨時に開催することができる。

第4章 運営委員会

1. 会長、常務理事、事務局長及び運営委員をもって構成する。
2. 本委員会は運営委員長を議長とし、本会運営上の諸事項を協議し、円滑な事業の推進に資するとともに、重要事項について運営会議に提案する。なお、委員長不在の時は副委員長が代行する。
3. 委員長は評議員から、副委員長は賛助理事からそれぞれ1名を互選し、委員会の円滑なる運営をはかる。
4. 定例の運営委員会は原則4月に開催し、必要に応じて臨時に運営委員会を開催することができる。

第5章 付則

1. 本規約は運営会議によって改正することができる。

平成22年5月19日制定施行

平成24年5月17日改正施行

平成27年5月21日改正施行

平成28年5月19日改正施行